

工事における安全対策優秀表彰実施要領

(目的)

第1条 この要領は、北九州市請負工事及び設計業務委託表彰要綱（以下「要綱」という。）第2条第1項第3号の表彰について必要な事項を定めるものとし、北九州市が発注する請負工事（以下「工事」という。）について、労働災害や公衆災害の防止対策が特に優秀な受注者を表彰することにより、安全意識の向上と労働災害等の防止を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 「労働災害」とは、労働安全衛生法第2条に規定するものをいう。

2 「公衆災害」とは、工事の関係者以外の第三者に対する生命及び財産に対する危害並びに迷惑をいう。

3 「申告書」とは、第4条（欠格条項）に該当がないことを確認するため、受注者が申告する書面である。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象となるものは、次の各号に掲げる要件をいずれも満たしている工事（以下「対象工事」という。）の受注者とする。

- (1) 北九州市請負工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）に基づいた工事成績採点表の考査項目のうち安全対策における監督員及び工事担当係長の評価がいずれも「a」である工事
- (2) 評定要領に基づいた評定点が75点以上である工事
- (3) 評定要領に基づいた工事成績採点表の考査項目の評価がいずれも「d」又は「e」で無い工事
- (4) 評定要領に基づいた工事成績採点表の考査項目のうち法令順守で減点が無い工事
- (5) 第2条第3項に定める「申告書」を提出した受注者

(欠格事項)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、表彰の対象としない。

- (1) 対象工事において、労働安全衛生法第98条に規定する使用停止命令等を受けているもの
- (2) 対象工事の契約締結日から竣工認定日までの間において、死亡又は休業の労働災害又は重大な公衆災害を起こしたもの
- (3) 対象工事の契約締結日から竣工認定日までの間において、北九州市建設工事等入札参加者の指名停止要綱第4条第1項及び第5条第1項の規定による指名停止を

受け、若しくは、第17条の規定により書面又は口頭で警告又は注意を喚起されたもの

- (4) 要綱第3条各号に該当するもののほか、技術監理局において安全対策の内容を確認し表彰に適さないと認められるもの、その他表彰することが不相当と認められるもの

(認定日)

第5条 申告書の内容に相違ないことが確認された上で、申告書受理日を認定日とする。

(表彰の方法)

第6条 安全対策優秀表彰の認定日が記載された表彰状を郵送にて送付する。

(表彰の公表)

第7条 表彰したものは、表彰者名とともに対象工事名等を技術監理局において掲示し、北九州市のホームページに掲載する。

(表彰の無効)

第8条 北九州市請負工事検査要綱第13条及び北九州市請負工事及び設計業務委託表彰要綱第3条第1項第2号の規定により、評価が無効となった場合は、表彰は無効とする。

(表彰の取消し)

第9条 技術監理局長は、表彰を行った後に北九州市請負工事成績評価要領第9条第1項の規定により、当該表彰の根拠となった工事の評価が修正となった結果、第3条の要件に該当しない場合は、表彰を取り消すものとする。

- 2 前項の規定により表彰を取り消したときは、その旨を当該受注者に通知するとともに、第7条による公表を訂正する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は技術監理局長が定める。

付 則

この要領は、平成24年1月20日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

付 則

この要領は、竣工認定日が平成30年4月1日以降の工事から適用する。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。